



山形県公報

平成25年3月31日(日)

号 外(16)

目 次

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 2

この号で公布された条例のあらまし

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第33号) (税政課)

1 不動産取得税

(1) 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴う仮換地等の指定により取得する土地に係る特例措置を廃止することとした。(第68条第11項関係)

(2) 次に掲げる措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の9第2項並びに附則第14条の3第1項及び第3項関係)

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置

ロ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置

ハ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

2 自動車取得税

衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が5トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えることとした。(附則第15条の2の2の3関係)

3 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録等に係る税率を2分の1とする特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。(附則第19条第1項関係)

4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第68条第11項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。第81条において同じ。)」を削る。

附則第5条の4第1項第2号八中「第10条の3の2」を「第10条の3の3」に改める。

附則第13条の9第2項並びに附則第14条の3第1項及び第3項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第15条の2の2の3第7項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に、「第1号」を「第1号に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第11項」に、「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第11項」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)」を「制動装置保安基準」に、「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 車両総重量が5トンを超える乗用車(施行規則附則第4条の6第8項に規定するものに限る。)又はバス(同条第9項に規定するものに限る。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。)で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに適合するもの

附則第15条の2の2の3第8項中「附則第4条の6第10項及び第11項」を「附則第4条の6第12項及び第13項」に改める。

附則第19条第1項中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の4第1項第2号八の改正規定は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成25年法律第12号)の施行の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の山形県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 新条例附則第15条の2の2の3第7項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき

自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

平成25年 3月31日印刷
平成25年 3月31日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056